

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 管工事
(2) 件 名 市立小中学校受水槽採水口設置工事
- (3) 場 所 越谷市中町1番41号外
- (4) 履 行 期 間 令和7年11月4日から令和8年3月13日まで
(5) 契 約 金 額 7,095,000 円(税込み)
(6) 受 注 者 越谷松伏管工事業協同組合
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市大沢4-17-17
- (8) 概 要 市内小中学校44校の受水槽に災害時の生活用水の提供を目的として採水口を設置する。
- (9) 理 由 本事業は、災害時等に被災者へ生活用水を提供するため、市内44校の給水設備の受水槽配管を改修するものです。
本工事は、各学校における仕様の異なる受水槽の給水配管等を加工し、採水口を設置するもので、小中学校44校において、統一した仕様と品質とするとともに、高い信頼性が求められ、さらに、災害時には、不測の事態により採水口は機能しない場合、柔軟かつ確実に対処する必要があります。
このことから、受注者には、高い履行能力と緊急時に確実に対応できる体制を備えていることが求められます。そこで、市内複数の市内事業者の組合員で構成された「越谷松伏管工事共同組合」に一括発注することにより、統一した採水口を設置することができるのと同時に、緊急時や災害時に採水口が機能しない事態が生じた場合においては、小中学校44校の受水槽及び採水口の状況を把握した組合による横断的な体制で、迅速かつ確実に対処することができます。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、複数の市内事業者で組織されている「越谷松伏管工事共同組合」と特命随意契約にて発注するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 管工事
(2) 件 名 越谷サンシティ流量調整ブロワー更新工事
(3) 場 所 越谷市南越谷一丁目2876番地1
(4) 履 行 期 間 令和7年11月7日から令和8年3月19日まで
(5) 契 約 金 額 3,795,000 円(税込み)
(6) 受 注 者 株式会社西原環境
東京支店
(7) 受注者住所 東京都港区海岸3-20-20
(8) 概 要 No. 1流量調整ブロワーの更新を行う。

- (9) 理 由 本工事は、越谷サンシティの流量調整ブロワーについて、更新を行うものですが、工事後の故障に関して、責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、本設備機器を維持管理している「株式会社西原環境 東京支店」と特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事
(2) 件 名 下水道築造工事（区6-109号線外1路線）
- (3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内
- (4) 履 行 期 間 令和7年11月10日から令和8年2月27日まで
(5) 契 約 金 額 3,905,000 円(税込み)
(6) 受 注 者 矢島建設株式会社
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市袋山1959
- (8) 概 要 路線延長 L=91.2m
管体延長 L=89.4m
硬質塩化ビニル管φ200 L=89m
組立1号マンホール 1箇所
取付管及びび樹 7箇所
- (9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-109号線外1路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ経費の合算によりコストの削減が図られることから、当該工事の受注者である矢島建設株式会社と地方自治法施工令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 種別 | 建築一式工事 |
| (2) 件名 | 大沢地区センター・公民館外壁改修工事 |
| (3) 場所 | 越谷市東大沢一丁目12番地1 |
| (4) 履行期間 | 令和7年11月11日から令和8年3月25日まで |
| (5) 契約金額 | 39,600,000円(税込み) |
| (6) 受注者 | 高元建設株式会社 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市御殿町2-1-1 |
| (8) 概要 | 大沢地区センター・公民館の外壁タイル面の全面改修を行う。 |
| (9) 理由 | 本工事は、大沢地区センター・公民館の外壁タイルを全面改修するものです。施工範囲の一部において、令和2年度に実施した大沢地区センター・公民館改修工事（建築）の外壁改修箇所が含まれていることから、施工責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該工事の施工者である高元建設株式会社と特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事
(2) 件 名 盛土整地工事（190-1街区外2街区）
(3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内
(4) 履 行 期 間 令和7年11月20日から令和8年2月27日まで
(5) 契 約 金 額 6,358,000 円(税込み)
(6) 受 注 者 清和土木株式会社
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市南荻島4288
(8) 概 要 $A=658.2m^2$
掘削 $V=22m^3$
流用土盛土 $V=180m^3$
購入土盛土 $V=276m^3$
(9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-137号線外3路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ経費の合算によりコストの削減が図られることから、当該工事の受注者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。